

グローバル企業法務の現場から¹

味の素株式会社法務部

佐藤 厚²

- 1 はじめに
- 2 印象に残る事件 リジン国際カルテル事件を題材に
- 3 法務担当者の使命

1. はじめに

我が国に法科大学院制度が導入されて久しい。新制度下で誕生した弁護士を取り巻く労働環境が厳しさを増しつつあるなか、企業内弁護士の数は2001年の66人から2017年は1,931人に増加したとはいえ、それでも弁護士全体からすると5%という低さにとどまっている³。弁護士の職域は存外に広がりを見せていないといつてよいだろう。それはなぜだろうか。

企業法務という一見とらえどころのない、漠然とした表現のゆえであろうか。自由業とは性質を異にするからか、はたまた「受け皿」であるべき企業側に問題があるのか。企業も有資格者や法科大学院修了者の勧誘に及び腰ではなかったか。

本稿では、筆者のキャリアの中で、印象に残る事件を取り上げ、その事件対応の節目で、法務部がどのように機能してきたかを紹介し、ややもすれば外部には映りづらい企業法務の実情を紹介することで、新規修了者の「食わず嫌い」解消の一助とせんことを目的とする。「ロースクールから企業法務」というキャリアパスが、少しでも興味ある選択肢となれば望外の喜びである。

2. 印象に残る事件 リジン国際カルテル事件

私の法務担当者としてのキャリアは、新卒で配属された1984年の7月以来であるから、かれこれ34年にも及ぶことになる。ゼネラリスト全盛の時代に、一つの領域を深掘りしたという点では、か

¹ 本稿は、2016年11月19日に行った岡山大学法科大学院弁護士研修センターの組織内弁護士研修および2017年12月1日に行った岡山大学法科大学院のネットワークセミナーにおける講演の内容の一部を基礎に大幅な加筆補正を施して文章化したものである。ネットワークセミナーにおける講演の機会を与えてくださった岡山大学副学長兼岡山大学法科大学院教授の吉野夏己氏および多忙の中をご参加くださった同法科大学院教授の佐藤吾郎氏に厚く御礼申し上げる次第である。

² 味の素株式会社法務部 グループ・エグゼクティブ・プロフェッショナル シニアマネージャー なお、本稿の内容は筆者の所属する団体の見解を表明するものではなく、もっぱら筆者個人の見解による。

³ 2017年11月10日民事紛争処理研究基金第32回講演会 名取勝也弁護士レジュメ

なり異色の経歴と言えるかもしれない。人事異動の際には、かつて辞令が書面で交付されていたが、私はほとんど異動を経験したことがないので、3年に1回は異動を経験していた同期社員と比較すると、辞令の数は彼らの10分の1にも満たないことだろう。スペシャリストの位置づけは、現在でも、企業によって区々であろうが、私自身は自らの来し方をととても誇りに感じている。入社間もないころは、それこそ失敗の連続ではあったが、多くの先達や外部の専門家の支えにより、大きな事件、案件に出会い、沢山のノウハウと成果を会得することができた。事業部門と上司の板挟みは日常茶飯事で、悩みもしたが、多くの達成感も経験した。それは、なんといっても「当事者として事に当たり、所期の目的を達成することを通じて、社業に貢献する」ことを実感する喜びであろう。M&Aにしても、訴訟にしても、当事者は所属する法人であって、我々は黒子に過ぎない。しかし、専門的知識を武器に、会社が採るべき方針を経営に提案し、相手方と渡り合い、経営判断を実現するという一連の営み、これに深くかかわることこそが企業法務の醍醐味ともいうべきであろう。

(1) 「順列・組み合わせ」

自然科学の世界と異なり、経営判断に絶対解はない。その時の企業環境、登場人物によって同じような題材でも違った解決がなされるのは当然のことである。一見単純な事案に見えても、経営判断には、いくつもの岐路というのがあり、内容が複雑ということは、それだけ選択肢が多いということである。もちろん最初からすべての選択肢が明らかになっているのではなく、むしろ事案の進行とともに徐々にわかっていくことも多い。経営はギャンブルではないので、その都度、立ち止まり、十分な調査と討議を通じて、合理的な判断をなすことが求められる。

今から述べるリジン国際カルテル事件も、結論だけ見ると、「シャーマン法⁴違反の廉で、法人としての味の素社と関与した幹部社員に罰金刑」のたった一行で終わってしまうが、この結果に至るまでの間、私たち担当者は多くの岐路に立ち、その都度、最善解を求めて悪戦苦闘していたのである。

(2) 事件の端緒

毎年6月、法務担当者の多くは、最も多忙な時期を迎える。月末を迎える定時株主総会の準備のためである。なにしろ当時の想定問答集は手書きの上に、何度も書き直しという能率の悪さであり、毎晩、深更まで部員総出の作業は続いた。1995年のこの日もアメリカの子会社から連絡があったのは株主総会の準備真っただ中であった。

リジンなどの飼料用アミノ酸を製造するハートランドリジン社の社長から、「FBIの捜査官が多

⁴ 米国の反トラスト法は日本のように独占禁止法という単一の法律ではなく、シャーマン法、クレイトン法などのいくつかの法規からなる。また、米国には連邦法のほかに州法にも反トラスト法があるが、いずれが適用されるかは、州際通商 (Interstate Commerce) にかかわるか否かによる。国際取引も州際通商である。

数、立ち入り、書類からコンピュータの一切合財を持ち出している。」という緊急電であった。東京本社でも、みな、一瞬何のことも合点がいかない様子であったが、そのうち、管理職の数人から現地に緊急の指示が飛んだ。どうやら、反トラスト法違反の容疑で、捜索差し押さえが入ったということのようだった。

ご存知の方も多いと思うが、リジンは必須アミノ酸の一つである。これを主にブタ・トリの穀物飼料に添加して、粗たんぱくに置き換えることで、飼料コストや環境負荷の低減につなげる。ブタ・トリの飼料の主要原料は、たんぱく源として大豆とカロリー源としてのトウモロコシであるが、飼料メーカーは一般に割高な大豆の使用量を抑制し、割安なトウモロコシの比率が高い配合を志向する。その場合に添加されるのがリジンに代表される飼料用アミノ酸で、一般に大豆とトウモロコシの価格差（スプレッド）が拡大すると飼料用アミノ酸の需要が増えるといわれている。こうした飼料需要に基づくビジネスモデルは、1960年代に日本の企業が開発したとされていた⁵。

1991年まで、飼料添加物としてのリジン市場は、味の素社と当時の協和醗酵社の日本勢と、Sewon社（当時はMiwon社）、Cheil Jedang社などの韓国勢で占められていた。1991年に米国の穀物メジャーの一つであるArcher Daniels Midland社（以下「ADM社」という。）が新規参入し、ことに日米のメーカー間で熾烈な競争が勃発した。各社はシェアを確保するために廉売合戦を繰り返し、リジン1ポンドあたりの価格はADM社参入前の70%にまで下落した。各社の販売価格はコスト割れを余儀なくされることが多く、競合が倒れるまでの過酷な競争が始まった。

かかる状況の下では、各社に厭戦気分が支配していくのも無理はなく、この事件の折も早々に韓国の競合メーカーが根を上げた。彼らのトップは陳情のため来日し、なんとか、この血で血を洗う戦いをやめるよう働きかけたとされている⁶。この間の経過は、必ずしも刑事記録にすべて現れているわけではないが、結果として、主たるプレイヤーである味の素社、協和醗酵社、ADM社および韓国メーカーの間で販売価格や販売数量に関する協議が1992年からメキシコ、カナダ、アメリカ、日本などで定常的に行われるようになった。いずれの企業が主導的であったかは、議論のあるところであるが、この事件の特徴は、なんといってもADM社の実務責任者であった飼料部長が実はFBIの協力者であり、証拠入手が困難とされるカルテル事件において、謀議の席のビデオテープとオーディオテープが相当数、当局に確保されていたことだった⁷。この事件は摘発後まもなく、書籍化され⁸、その一つは後に同タイトルで映画化までされたが、将来のADM社CEOの有力候補とま

⁵ 飼料用アミノ酸としてのリジンにはリジン塩酸塩とリジン硫酸塩があるが、本件では前者である。

⁶ 第7巡回区連邦控訴裁判所の判決（*U.S. v. Michael D. Andreas, et al*, 216 F. 3d 645 (2000)）によると、味の素社と協和醗酵社が韓国メーカーを説得したこととされている。

⁷ ビデオテープは司法省から無償で配布され、また、ABA（米国法曹協会）の反トラスト法部会の総会の席上でも上映されたと聞く。画質は悪いが、現在でもYouTubeで視聴可能である。

⁸ 代表的なものは“The Informant” by Kurt Eichenwald, Broadway Books (2000)。

で言われた飼料部長がどうして FBI の協力者となったのか、彼の正義感がそうさせたなど、様々語られたものの、真相は今でも不明のままである。

(3) 事件担当として

事件発覚後、社内に事件対応チームが組成されたが、アメリカから戻って数年の私は、反トラスト法を学んで間もないという理由で、担当を命ぜられた。この時点では、事件が後に欧州やカナダ、南米に飛び火し、あるいは米国各地でクラスアクションが雨後のタケノコのように勃発するなど想像もつかなかった。

最初の作業は、有能な弁護士の選任であった。これには、いくつかの選択肢がある。①会社の状況や経営陣を知る、日本の顧問弁護士がよいか、②顧問ではないが、米国独禁法に明るい日本人弁護士か、あるいは、③米国の専門弁護士か。味の素社には、幸い、過去にフランスの会社と合弁会社を設立した際に Hart-Scott-Rodino 法に基づく合併前届出をさせていただいた縁で、Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton 法律事務所のワシントンオフィスとのコンタクトがあった。コストやコミュニケーションのスピードなどにおいて、それぞれ一長一短はあるものの、味の素社は結果的に③を選択した。ほぼノーチョイスで選ばれたとあってよいだろう。味の素社の経営陣にとって言葉の壁が低く、また、本件では、司法省との直接コミュニケーションが事件解決のカギを握るとの判断からと思われる。Cleary 法律事務所の担当弁護士であった John Magney、Michael Lazerwitz の両氏はいずれも司法省に勤務経験のある検察官経験者であった。

もちろん私は彼らとは初対面であり、場慣れした上司のやりとりを見ているほかにはなかった。Magney 弁護士と Lazerwitz 弁護士の最初の助言は「書類を破棄してはならない」というものであった。弁護士のこの助言を受けて、破棄を禁ずる指示がなされた。しかし、この時点で、実は相当数の書類が破棄されていたようであり、この事実は後述する Nolo Plea の際、味の素社に対して下されたイリノイ北部地区連邦地裁の判断でも指摘されている。

次に取り掛かった作業は、FBI に多数押収された資料を還付してもらい、何が相手方の手の内にあるかを判別することであった。当時、霞が関にあった Cleary 法律事務所の東京オフィスに何十箱もの膨大な資料を事業部の担当と閲覧に向いたが、「これは圧倒的に不利な事案だな」と直感した。押収された資料の量もさることながら、コピーされた資料はきれいにナンバリングされ、体系的に整理されていたからである。すでに当局のプロットが出来上がっていることが推測された。

そのころであったか、味の素社の代表取締役宛てて、「貴方が捜査対象である」という旨の、いわゆる Target Letter が届いたと記憶している⁹。訴追する側は、担当者から上へ上へと捜査の対象

⁹ この実務は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の中野雄介弁護士の話では、現在は行われていないとのことであるが、類似の文書は今も存在するのか、外務省は「罰則を科す」、「出頭を命ず」という趣旨の文書の送付を公権力の行使とし、日本政府の同意が必要としている。(外務省ホームページ)このような文書の送付や事情聴取、証

を広げ、最終的に最高経営責任者の関与のある・なし、つまり、経営トップの関与というものに強い関心を寄せていた。

(4) 米国独禁法と司法省

米国の独占禁止法（米国では信託を手段として独占が形成された歴史から Antitrust Law と称される。実際はシャーマン法、クレイトン法、FTC 法などの個別の法律からなる。）は、基本的に刑事法である。管轄する官庁は司法省（Department of Justice）と連邦取引委員会（Federal Trade Commission）の二つという変わった運用であるが、このうち、連邦取引委員会は刑事手続を行うことがない。この事案は司法省担当であった。日本の法務省と異なり、司法省には反トラスト法の執行を専門とする局（Antitrust Division）が存在する。ここからも米国がいかに反トラスト法と真剣に向かい合っているか、その姿勢がわかるというものである。このとき、味の素社をはじめとするカルテル当事者の法人、個人の刑事訴追をゴールとした一連の手続きが始まっていた。司法取引をした者、できなかつた者も含め、後に法人と関与した個人数名が正式または略式で起訴された¹⁰。

(5) 詰むや詰まざるや

起訴に続いて、米国の刑事手続では罪状認否手続（Arraignment）¹¹がある。罪状認否手続は米国で行われるので、まず、米国に赴くかが岐路となる。赴くとして、有罪と答弁するか、無罪と答弁するか。第三の選択肢として、無罪ではないが政府とは争わないという不抗争の答弁をするか、選択しなければならない。まず、米国に赴くかどうか悩ましい問題である。出頭後、帰国できる保証もないので、これを拒むという選択肢も当時はあった。拒んだ場合、ほぼ自動的に逮捕状が発布されることとなり、少なくとも米国の統治権の及ぶ地域に入国すれば逮捕されることとなる。被告人の弁護人は、国内外の専門家の意見も聞きつつ、出国をしないという選択を勧めた¹²。

扱収集の問題につき、梅林啓「海外の競争法当局によるその調査のやり方は主権侵害ではないのか」NBL No.1111 P.14-21。

¹⁰ 米国の刑事手続上、起訴には大陪審（Grand Jury）の手続きを必要とする正式起訴（indictment）とこれを必要としない略式起訴（information）の2種類があるが、司法取引が成立した法人と一部幹部社員は大陪審の訴追を受けない略式の起訴を受けた。司法取引から排除された経営者はいずれも正式起訴された。

¹¹ 訴追された個人には呼び出し状が送付されるが、これに対応しないとほぼ自動的に逮捕状が発布され、以後、入国管理上のブラックリストに掲載される。（Boarder Watch という。）また、司法省からは逃亡者（fugitive）という扱いを受ける。

¹² ちなみに日米にはいわゆる犯罪人引渡し条約が存在し、一定の犯罪については、引渡し（extradition）の対象となる。意外なことに殺人などの犯罪だけでなく、反トラスト法違反も引渡しの対象とされている。（同条約付表45）本件でも米国政府からの請求があれば、法務省は仮拘禁手続の検討を始めることが予想されたが、果たして本件ではそのような動きにはならなかった。

ちなみに、罪状認否における有罪の答弁 (Guilty Plea) と不抗争の答弁 (Plea of Nolo Contendere) は、政府と闘わないという意味表示である点では共通しているものの、実は歴然とした差がある。カルテルのような独禁法違反事件では、本件のようにまずは刑事手続きが先行することが多いが、ほぼ例外なく、民事訴訟がそこかしこで発生する。このとき、有罪の答弁は後の民事訴訟においてカルテル当事者の賠償責任¹³に関する一応の証拠 (prima facie evidence) として働く。Nolo Plea をしても、かかる事実は賠償責任についての prima facie evidence とはならない。Nolo Plea については、社内で誰も知る者はなく、恐る恐る弁護士に聞いてみたところ、「やってみる価値はある」という返事であった。そこで、会社に Nolo Plea を進言し、会社としてはさしあたり Nolo Plea で応答することとした。しかしながら、これは裁判所からあつけなく退けられた。もともと Nolo Plea は実務ではあまり例がないこともあったが、捜索直後に書類を破棄したことが主な却下理由であった¹⁴。

答弁の種類はともかくとして、反トラスト法違反容疑で摘発された当事者にとって、その後の選択肢は限られている。つまり、①政府に協力するか、②政府と闘うか、③静観するか¹⁵の3つである。当然のことながら、どの選択肢が良いかは一概に語ることはできない。事案ごとに模様が違うからである。この判断は非常に難しい。ここで大切なことは事件の筋を冷静に読むということである。換言すれば、事件が、将棋でいえば既に自玉が「詰んでいるかどうか」の判断が重要なのだ。社内の判断だけでは、どうしても希望的な方向に流れがちであるし、経営陣としても十分な情報をもとにした討議のないままに重要な決定をなすこととなりかねない。

この際の判断に、かつて訴追側にいた人間の感覚は非常に重要である。当て推量は禁物である¹⁵。Magney 弁護士、Lazerwitz 弁護士らの意見は「この事案では政府に協力するべき」であった。ちなみに闇雲に政府に協力すればよいというものではない。政府が協力を求める事情が存在しない限り、協力者への「報酬」もおのずと限られたものとなるからである。すなわち、他社の状況も含め、全体情勢の正確な状況判断がカギということである。ちなみに③の「静観」は愚策であることがほとんどと言ってよい。黙って見ている、その間に他のカルテル当事者がこぞって政府に協力し、のちに協力を申し出ても断られるのが関の山だからである。味の素社はリジン事件において、多くの経験を得ながら、直後に発覚した1999年の核酸カルテル事件¹⁶では、この教訓を全く生かすこと

¹³ カルテルは人工的に価格を維持・形成する行為であるから、競争が正常に機能していれば存在していたであろう価格とカルテルによって維持・形成された価格との差がすなわち、購入者にとっての損害となるのである。

¹⁴ “Judge Rejects Plea by One Company in Archer Case” Oct. 19, 1996, The New York Times.

¹⁵ のちの核酸カルテル事件においては「米国の検事など、どうせいい加減だ」、「米国では検事と弁護士がつるんでいる」などの意見が一部でまことしやかに語られており、これがために味の素社は米国政府への協力について絶好のタイミングを失したと言える。

¹⁶ これは当時、欧州に始まったビタミンカルテル事件に連座した武田薬品工業社が後の米国における捜査の折に、ビタミンとは別のカルテルに関与したことを自ら情報提供し、ビタミンカルテルの処罰を軽減してもらおうという、いわゆる Amnesty Plus という制度を活用したことがきっかけである。

ができなかった¹⁷。

リジン事件においては、政府が味の素社に協力を求める特有の事情があった。カルテルの相手方である ADM 社が政府と法廷闘争に入ることが確実であったからである。ADM 社は政治に近い企業であり、それまでも共和党、民主党双方に相当額の献金をしていた。リジン事件の前にも二酸化炭素のカルテル容疑で当局の調査を受けていたが、立件までにはいかず、規制する側としては、「今度こそ」という想いがあったのではないだろうか¹⁸。つまり、ADM 社側から政府に協力を申し出たとしても、必ずしも司法取引に応じてくれる保証はなかったのである。あるいは防禦に自信があったのか、予想どおり、ADM 社は司法省と闘うという選択をした。これが味の素社に幸いした。このような経緯で味の素社は有力な「検察側の証人」としての地位を得ることとなる。

さて、弁護士の意見がいかであれ、それを鵜呑みにするほど会社は単純ではない。政府に協力することは、すなわち容疑を認めることであるから、経営陣にとって、その心理的抵抗は相当であろう¹⁹。加えて、日本の経営者で外国の独禁法の仕組みや運用を熟知する者はそもそも稀である。彼らにとって大切なことは、法務部長よろしく自ら現地の弁護士とやりとりすることではなく、現地の専門家を起用して十分な調査を尽くさせ、それを土台として経営内部で徹底した討議を行い、結論を出すことである。これらのプロセスが十全に機能するためには、法務部の関与が重要であることは言うまでもない。そして、経営と法務部の間に強固な信頼関係が構築されていることが結果として正解につながる重要な要素となる。

この時の経営は法務部への信頼も厚く、難しい判断ではあったものの、早期に政府に協力するという判断を行った。「早期に」という点が重要である理由は先に述べたとおりである。

(6) 証人候補の「品定め」

最近、日本でも導入されたが米国には司法取引という制度があることは読者もよくご存じであろう。政府への一定の協力を前提に、容疑を認め、検察の捜査に協力する代わりに罪一等を減じてもらう制度である。契約の国らしく、司法取引も最終的には書面の契約 (Plea Agreement) を締結する。そもそも、この司法取引に入れてくれるかどうか最大の関門といえるが、当時は関係者の身柄の拘束までは司法取引に入る条件とはされていなかった。最近では司法取引に入る条件の一つとし

¹⁷ 法務責任者の個性が結果を左右することがある。企業という、ある種閉じられた空間では様々な力学が働くものである。そのような環境下で、紛争の解決や真相の追及を難しくさせることがあることにつき、鬼頭季郎「企業間ビジネス紛争及び会社組織等紛争に関する裁判の運営上の諸問題 — 企業法務の訴訟弁護士及び裁判官のために」判例時報 2365号 P.131。

¹⁸ このようなパターンは上述のビタミンのカルテルにおける F. Hoffmann-La Roche 社と EU 委員会との関係性にも見て取れるものがある。

¹⁹ Full cooperation という言葉の意味は経済的にも重い意味があり、将来の訴訟において証人を用意し、送り込むのもすべて自己負担である。

て、首謀者を一定期間、刑務所で服役させることが当然のように行われている。ともあれ、味の素社の場合、ADM社の対決姿勢という「僥倖」もあり、比較的スムーズに司法取引の運びとなった²⁰。

司法省の最初の申し出は、ADM社との法廷闘争に備えて、おそらくはADM社弁護人の攻撃にも耐えうる優良な証人を揃えたいのか、一定程度の範囲の関係者をインタビューしたいというものであった。米国では拘禁の可能性がある、また日本では主権侵害の可能性がある、香港が選択された。証人候補が有体に事実を語るができるよう、司法省とはインタビューで語られた事実を不利に用いない旨の書面を交わした²¹。

10人程度の関係者が一人ひとり反トラスト局の検事の質問を受け、記憶の明瞭さ、コミュニケーション能力、語学力、瞬発力などを確認されていくのであるが、法務部員が同席し、証人候補者本人の訴追の可能性がある質問については、回答する必要がないと指示することが期待されていた。

この証人の品定めともいべきインタビューは4日間にわたり、準備セッションを含め、一人当たり2回のスロットがあてがわれた。もちろんのこと、各人の記憶の鮮明さは区々であって、ある者は司法省の検事をして「Star Witness」と言わしめるほどの記憶力であったが、検事の、あまり紛れのない質問に対して、「50% Yes、50% No」と曖昧な回答をして、失笑を買う者もいた。このインタビューの結果、実際に証言台に立つこととなったのは、摘発時の飼料部長とその前任の飼料部長であった。

(7) Full Cooperation

法廷が開かれる前に司法省反トラスト局とはシカゴのフィールドオフィスにて事前の準備があり、主として記憶をrefreshさせるための問答が行われた。その際に注意をされたのは、「弁護人から、証人は検察とリハーサルをしたのかと必ず聞いてくるが、Yesと答えてはならない」ということであった。英語のrehearseという言葉は、われわれ外国人には「練習」程度の意味合いとしか思えないが、検察官の話ではrehearseという言葉を使うと、「証人は検察官の言うとおりにせよと訓練させられた」という意味にとられるとのことであった。法廷では実際に弁護人から、まさにそのとおりの尋問があった。

検察をしてStar Witnessとまで言わしめた摘発時の飼料部長は、証言台でも堂々とした態度で（当然、英語で）、ADM社弁護人のかなりバイアスのかかった尋問にも、平常心で臨んでいたこと

²⁰ 訴追側は会社トップの関与に強い関心がある。司法省はADM社の副社長の取監を当初から目指していたようであり、同氏に相応する地位の味の素社側役員についても司法取引の対象外という方針をとっていた。

²¹ 米国で行う場合は拘禁のリスクが大きいため、やはりインタビュー期間中は拘束しない旨の書面をとる。これを実務ではQueen for Dayと呼ぶらしい。英米法では、歴史的に王（女王）は無答責なので（King can do no wrong）、ここから「一日女王」と呼ぶとのことである。（アンダーソン・毛利・友常法律事務所 中野雄介弁護士のご教示による。）

が思い出される。彼が ADM 社弁護人の尋問の失態について、法廷が爆笑に包まれた時は、その胆力に驚いたものである。

反トラスト法のような、かなり専門的な領域の訴訟であっても、連邦憲法の規定により、被告人は放棄しない限り、陪審による審理を受ける権利がある²²。司法取引の結果、略式で起訴された当事者以外は陪審による審理を受けた。果たして通常人に難解な反トラスト法の内容が理解できるのか。本件ではその専門性ゆえに随所に検察側の工夫が凝らされており、映像、音声も縦横に駆使され、さながら法廷がテレビ局のスタジオのようにも感じられた。

数日にわたる審理のうち、陪審の一人が、本件の新聞記事を読んだ・読まないで、審理が中断する一幕もあったものの、イリノイ州北部地区連邦地方裁判所における審理は滞りなく進み、第一審の審理はほどなく結審した。被告人の ADM 社副社長は有罪となり、控訴審でも有罪は維持され、服役を余儀なくされた²³。

(8) 何を守るのか。

リジン事件では、法務部は味の素社の防禦を第一義とし、司法取引の結果、略式起訴された従業員については、その身柄の安全を図ると同時に、会社が約定した full cooperation を実現するために、かかる従業員の気持ちが変わらぬよう、常に傍にいてサポートするという姿勢をとった。不幸にして正式に起訴された者に対しては、会社とは別の弁護人を選任し、一応は会社とは一線を画した対応をとることとした。

法務部のミッションといえば、セオリーからは企業防衛の一言に尽きるのではあるが、実務はより複雑である。上述のとおり、会社としての協力姿勢は時に関与した役員・従業員の立場を危うくすることもあるからである。このような利益相反関係があるからこそ、弁護人も別々なのだが、「カルテル行為も会社のためにした」と思う人々にとっては、このような切り分けはある意味、突き放されたような感覚に陥ることもあろう。ここで、「会社は株主のものであり、法務部はオーナーたる株主の利益のために働かなければならないのだ」と語ったところで、そのような物言いは書生論としてなかなか受け入れられがたいものである。幸い、リジン事件ではこの切り分けが理解されたものの、のちに発覚する核酸のカルテル事件では、人の救済が優先されて、会社の防衛に消極的だったために会社が蒙った損害が甚大となったという苦い経験がある。

ここから先は「ビジネスマンとしての生き方」にも関わることであり、その是非は一概に語る

²² 裁判官の訴訟指揮を見る限り、裁判官自身も反トラスト法の審理には不慣れなようであり、しばしば審理は中断し、検察官と弁護人を法壇の前に呼び寄せて、しきりに何か話をしていった。米国の有能な弁護士は、裁判官のプロファイリングにもたけており、このときも「彼女は弁護士仲間でも能力について疑問があるという点で意見が一致している」とのことであった。

²³ 被告人は第7巡回区連邦控訴裁判所に控訴したものの、有罪は維持され、しかも刑期も延長されている。

ことはできないが、私見では、法務人は所属する団体の代理人 (agent) なのであり、本人 (principal) を害する行為は厳に慎まなければならないし、止めなければならないものと思う。

(9) 味の素社ら「自身」の法廷

ADM 社とその役員の第一審が終わり、彼らが控訴審に臨むころ、司法取引がなされた味の素社と事件当時の飼料部長に別途、有罪の判決が下り、罰金支払いの手続きが進められた。罰金の額はシャーマン法で法定されているが、罰則強化法という特別法があり、カルテルのような違法行為で違反者が利得した額または相手方に与えた損害の2倍が上限とされていた。もっとも司法取引により、司法省は味の素社の罰金額は1,000万ドルと推奨するとされていた。とても奇異に感じられたのは、個人に対する罰金の支払いについては、支払い能力について、かなり詳細な調査が行われたことであった。どうも資力を超える罰金の支払いは命じられないようである。裁判所に所属する Probation Officer²⁴が適正な罰金額の算定を担当するが、裁判官も Probation Officer の判断には従うほどの強い権限を有しているとのことであった。彼の罰金額は75,000ドルであった。こうして味の素社と関係者に対する一連の刑事手続きは終了した。

(10) 民事訴訟

予想どおり、かなり早い段階からリジンの直接購買者、間接購買者からの損害賠償請求に関するクラスアクションが米国各地で提起され、有罪の答弁を選択した味の素社としては、その後の和解手続きに奔走することとなる。連邦法であるシャーマン法違反を理由とする損害賠償請求ができるのは判例上、直接購買者に限られている²⁵ので、間接購買者は各々の州反トラスト法²⁶を根拠として訴訟提起した。間接購買者による訴訟については、上述の Cleary 法律事務所をハブとして、それぞれの地域の local counsel を選任してもらい、和解を進めてもらった。クラスアクションの動きは迅速である。新聞報道があったそのあとから、各地で弁護士がクラスの組成に走るのである。「あなたの代わりに賠償金を得る。成功報酬なので敗訴しても負担はない。」と広告を打つので、多くの直接・間接購買者が原告として名を連ねることとなる。直接購買者の中には「提訴しないと株主から責任追及されるので、やむを得ず参加する。」という者もいた。もちろん、クラスに入るかどうか、

²⁴ 保護観察官という訳は不適切なように思われる。

²⁵ *Illinois Brick Co. v. Illinois*, 431 U.S. 720.

²⁶ 米国の場合、州レベルでも反トラスト法は存在するが、内容は連邦法とほぼ同一である。例として Hawaii Revised Statutes Title 26 (Trade Regulation and Practice), Chapter 480-4. (a) Every contract, combination in the form of trust or otherwise, or conspiracy, in restraint of trade or commerce in the State, or in any section of this State is illegal. 特徴としては州司法長官が被害を蒙った州民に代わり当事者として民事訴訟を進行する父権訴訟 (Parens Patriae Actions) が認められていることである。

残るかどうかは自由であるから、代理人が取りまとめた和解条件に不服のある購買者としては、クラスから脱退して独自に責任追及することはできる。クラスアクションの和解に成功しても、このような opt-out 組が必ずと言っていいほど発生するので、決着まで時間がかかったことは言うまでもない。

(1) EU 委員会による調査

米国と EU 当局の間には、いわゆる協力協定が存在し、それぞれの地域で摘発された反トラスト法（競争法）事件については、締約国の重要な利益に影響が及ぶと認める本国政府の執行活動について他方の締約国の政府に通報することとされている。日本政府もかかる協力協定を米国だけでなく、EU、カナダ他、数か国と締結している。国際的なカルテルの場合、違法行為の影響は各国に及ぶことから、事件の輪は米国内にとどまらないのである。リジン事件についても、EU、そしてカナダ、ブラジルと各国政府の刑事、行政手続きが開始された²⁷。

EU の執行機関である EU 委員会に対しても味の素社は終始協力的であり、我々法務部は、当時改定されたばかりのリニエンシー手続きをいち早く活用するよう進言した。EU 競争法違反に刑事罰はないものの、課徴金の額が理論的には非常に高額であり、当初からその減免をどのように獲得するかが課題であったからである。当時の case handler は協力申し出第一位である味の素社に対しては「課徴金は100% 免除、悪くても75% 免除」と話していたものの、ふたを開けてみれば、味の素社が獲得した免除額は50% であった²⁸。「よくよく調査すると味の素社が首謀者（ring leader）だから」という case handler の説明であった。Reduction が50% であっても、20億円以上の支払いは免除されたので、労いの言葉があると思いきや、実際のところは「話が違うではないか」と処々で叱責されたと記憶している。

3. 法務担当者の使命

(1) 法務担当者のありかた

リジン国際カルテル事件は、私のキャリアの中でも3つの指に入る大きな事件であった。既存の文献にはない多くのことを学んだ。もっとも、私はここで事件の特徴や働きぶりを強調したいのではない。この事件は、大仰に言えば、「法務担当者はいかにあるべきか」ということを深く考えさせられた事件であった。

企業にも大小はあるものの、事業部門、管理部門、研究開発部門、それぞれの持ち場があり、立場がある。したがって、社内には様々な力学が働き、その結論の多くは必ずしも理屈のみでは説明が付きづらい。人の集団にはいろいろな考えや思惑が付きものである。このことは、とかく頭が固

²⁷ ビタミンカルテル事件は EU 当局による調査が先行し、米国に伝達されている。

²⁸ EU 委員会で開催された公聴会では、韓国メーカーが代理人の力も借りずに、延々と日本企業の責任を述べていた。

いと揶揄されがちな法務担当者も、実は重々承知していることなのである。担当者の事情を知らないのではなく、語れば火の粉を浴びることを承知で、立場上、苦言を呈すことも、しばしばであるのが真実である。

上述の名取弁護士も指摘するとおり、法務部門の役割には、大別して、①法的アドバイス・契約審査・紛争処理に代表される事業支援（Transaction Support）と②コンプライアンス・内部統制・法教育に代表される不正の防止・対応（Policing）があるとされるが、両者は別々に機能するものではなく、事案の性格に応じてバランスよく機能することが重要と思う。かつて法務部門には、今のようにコンプライアンスという言葉が定着するよりもずっと前に、問題行為の発見とダメだしに躍起になっていた時期があったことは認めざるを得ない。このようなことから、他部門から、法務部門の使命は監査機能であると誤解されたり、また、やたらと反対をする煙たい存在として扱われてきたのであろう。これでは遺恨はできても、他の部門の人間が敬意を払うわけがない。大切なことは、法務部門は執行の一部であるという自覚と事業部門と協働の姿勢を崩さないこと、つまりどのようにすれば、依頼部門の意図を実現することができるかという問いを持ち続け、ともに悩むことが肝要と思う。その意味では実現困難と思われる事案があっても、代案が用意できなければ一人前とは言えない。いまでもまだ、「法務部了承済み」という一言欲しさに“保険”を掛けに来る依頼者はいないわけではないが、依頼者から一目置かれる存在、これこそが法務部門の理想像であろう²⁹。

通常の事業活動ではそうである。事業支援が主たる目的の場合は、経済的リスクの低減が重要であり、しかも、その判断はプラクティカルに、とされる³⁰。代案も用意可能なことが多い。悩ましいのは、本件のような暴かれた不正行為にどのように臨むかということである。名取弁護士の言葉を借りれば、かかる状況の下ではインテグリティリスクの低減が重要で、しかも、その判断は厳格でなければならないとされる。例えば、他者の利益を会社の利益に優先して守るような目論見を目の当たりにしたとき、法務担当者としていかにふるまうべきなのであろうか。

もちろん、かかる目論見は糺さなければならないが、この際の行動基準は、単に担当者の正義感とか信念という情緒的なものではなく、いかに、ぶれずに自らの立ち位置を守り、合理的な考え方に徹するということであると思う。法務部にありながら会社の利益に反する行為を黙認することは、理由が何であれ、法務人という以前に、企業人として失格であろう。また、時に会社の利益を優先し、時に他者の利益を優先するような融通無碍な態度では、特定の向きからは感謝されても、職業倫理に反することは明らかであり、到底、周囲の信頼を得ることはできない。「人によって立場を変える」という姿は存外に、外からははっきりと見えるものである。

また、正義感や信念のようなものを物差しとするのもいかなものか。正義感も信念も人により

²⁹ 企業内弁護士の役割について、本間正浩「企業内弁護士の意義」岡山大学法科大学院 臨床法務研究第18号 P.48 以下。

³⁰ 脚注3参照。

区々である。立ち位置がぶれなければ、誰の利益が第一なのかは明白である。誰のために、何をすることが必要なのかという、ごく単純な命題を虚心坦懐に、かつ合理的に解いていくほかはないと思う³¹。他者の姿を浮かべながら、協力のタイミングを失することで、本人たる企業に損害を与えるなどは、到底、合理的な行動とは説明できないであろう。とりわけ、わずか数年前に同様の事件を起こし、世間の耳目を集めていたにもかかわらず、確たる根拠もなしに政府に抗い、経済的損害のみならず、企業の名声に傷をつけてしまっただけは、その痛手は関与した役員、従業員にとっても延々と続くものである³²。

(2) 企業法務と法曹資格

法務部を訪ねる人は担当者の個人的見解や感想を求めてくるのではなく、法の見解であることは明々白白である。法の見解には論理が必要であり、論理の扱いに長けているという点では、そのような訓練を受けた有資格者は有利であろう。その意味では法曹資格はあるに越したことはない。もっとも、私なりに考える企業法務の行動基準が叙上のものであるならば、法曹資格は不可欠ということでもなかろう。わが社にも有資格者は国内外合わせて4名いるが、実のところ、法曹でなければできない業務、たとえば訴訟代理などを担当することはまずない。期待値はあくまで Business Lawyer としてのそれであり、実務では、訴訟が起こっても企業内弁護士を張り付けるよりは、大抵は外部の弁護士に依頼することになる。その意味では、「資格がなければできない仕事」というものは企業法務の世界では存外に少ないのであって、法科大学院修了者でも法務部員としての資格は十分であると言える。優秀な法務担当者として大成するかどうかは、資格や知識のほかにも、性格や柔軟な発想力、瞬発力、依頼者の真の要請を理解する力など、いくらでも、ほかに要素はたくさんあるのである。

会社の規模や展開する地域の幅などによって、取り扱うテーマは会社によって違う。リジン国際カルテル事件もグローバル企業ならではの事件であり、どの会社においても巡り合うという性質のものではない。法務部員は経験がものをいう仕事であり、扱った事案で成長する。不思議なことに、その人のキャリアにとって画期的な出来事となる事案、事件というものは必ず巡ってくる。海外の法律や大型取引に関心のある向きは、自らを成長させる舞台たりうるかを見極めたうえで、進んで戸を叩いていただきたいものだと思う。

³¹ 例えば以前、出向先の法務知的財産部長を務めていたとき、味の素社との取引で味の素社に対していささか不利な合意となったことがあったが、これも正義感や信念からきたというよりは、出向先の株主からの差止請求などによって肝心の取引自体が遅延するなどを防ぐという目的のためであった。

³² 米国司法省反トラスト局のホームページからその名が消えることはないし、起訴は時効にかからないので、記載された個人については、Border Watch も延々と続く。核酸カルテル事件では、起訴された従業員についてアメリカ域内ではなく、国際刑事警察機構（INTERPOL）の国際指名手配までされていた。その加盟国は192の国と地域なので、事実上、海外には渡航できないことを意味する。